

船舶インシデント調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和5年4月29日 09時20分ごろ
発生場所	宮城県七ヶ浜町モンド島北西方沖 地蔵島灯台から真方位355° 930m付近 (概位 北緯38° 19.9′ 東経141° 04.2′)
インシデントの概要	プレジャーヨット帆音知丸は、航行中、浅瀬に座洲した。
インシデント調査の経過	令和5年5月10日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット 帆音知丸、5トン未満（長さ8.80m）
船舶番号、船舶所有者等	235-17940宮城、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 霧、風 なし、視程 約10m 海象：海上 平穏、潮汐 高潮期 七ヶ浜町には、濃霧注意報が発表され、本インシデント当時も継続中であった。
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、船舶所有者1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、修理後の回航の目的で、宮城県利府町浜田漁港に向け、七ヶ浜町小浜港を出港した。</p> <p>船長は、出港時から霧により視程が約10mであったが、予定航路上の水路情報を熟知していたので、漁業施設の旗竿や灯浮標を確認しながら操船すれば、安全に回航できると思い、約3ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により航行を続けた。</p> <p>船長は、本船にレーダーがなく、GPSプロッターが操縦席からキャビンへ下りた階段付近のキャビン右舷船尾側の海図台上に設けられており、操船中、自身では同プロッターを確認できなかったため、同乗者にGPSプロッターを見ておくように依頼して操船を続けた。</p> <p>本船は、七ヶ浜町モンド島北西方沖を西進中、バラストキールが浅所に座洲した。</p> <p>本船は、船長が知人に連絡して救援を待っていたところ、付近を航行中の巡視船の搭載艇に発見され、搭載艇等にえい航されて浜田漁港に帰港した。</p> <p>船長は、航行中、浅瀬等に接近した場合、GPSプロッターを確認していた同乗者から報告があると思い、同乗者からの連絡を受けていなかったため航行を続けた。</p>

	<p>同乗者は、GPSプロッターに浅瀬が表示されていたものの、船長に任せておけば大丈夫と思い、GPSプロッター画面より、専らキャビン船尾側中央にあるキャビン出入口越しに見える周囲の状況に注意を向けていたので、浅所に向かっていることに気付かなかった。</p> <p>本船は、海面からバラストキール下端まで約1.8mであった。</p> <p>船長及び同乗者は、本インシデント当時、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>本船は、濃霧注意報が発表され、霧により視程約10mの状況下、モンド島北西方沖を約3knの速力で手動操舵により西進中、船長が、予定航路上の水路情報を熟知しており、旗竿や灯浮標を確認しながら操船すれば、安全に回航できると思い、航行を続けたことから、浅瀬の存在に気付かず、浅瀬に座洲したものと考えられる。</p> <p>船長は、同乗者にGPSプロッターによる船位の確認を依頼していたが、同乗者からの報告を受けていなかったことから、浅瀬等に接近しているとは思わず、航行を続けたものと考えられる。</p> <p>同乗者は、GPSプロッターに浅瀬が表示されていたものの、船長に任せておけば大丈夫と思い、周囲の視界の状況に注意を向けていたことから、本船が浅所に向かっていることに気付かず、報告できなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、濃霧注意報が発表され、霧により視程約10mの状況下、モンド島北西方沖を約3knの速力で手動操舵により西進中、船長が、予定航路上の水路情報を熟知しており、旗竿や灯浮標を確認しながら操船すれば、安全に回航できると思い、航行を続けたため、浅瀬の存在に気付かず、浅瀬に座洲したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、霧により視界が制限されている状況下においては、出港するのを控え、視界が回復してから出港すること。 ・ 船長は、視界が制限されている状況下において、航海計器に配置した者から報告がなくても、随時、自ら報告を求めること。 ・ 船舶所有者は、航海計器を見ながら操船できる環境を整備するとともに、視界が制限されている状況で操船することがあり得ることを考慮し、レーダーを備えておくことが望ましい。